
第3次船橋市総合計画 策定方針

令和元年5月

1 計画策定の趣旨

本市は、都心から20km圏内に位置する地理的条件や、9路線35駅という恵まれた鉄道網により交通や生活の利便性の高さを誇るとともに、市域の南部は東京湾の貴重な干潟・三番瀬に面し、北部地区を中心に豊かな緑が広がるなど、賑わいあふれる「都市」と安らぎのある「自然」が調和した暮らしやすいまちとして発展してきた。

本市の人口は、全国的には人口減少社会へと展開する中、中核市最多の63万人を超えてなお、当面は増加傾向が継続するが、人口構成に目を向けると少子高齢化は着実に進行し、将来的には人口減少局面が訪れることが見込まれている。

一方、近年の本市を取り巻く社会経済情勢は、国際情勢の不安定化に起因する景気への影響、地震や豪雨による自然災害の発生、第4次産業革命の進展等、これまでになく急速・多様に変化し、まちづくりに対する考え方や価値観、進め方等に大きく影響を及ぼしている。

本市は、これまでも少子高齢化の進展や地球規模の環境問題、経済状況の悪化、災害リスクの高まりなど、社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応するための指針として現行の総合計画を策定し、市政を運営してきた。

これからも多くの人から選ばれる都市であり続けるためには、将来起こりうる社会経済情勢の変化や本市のまちづくりの展望を見据えながら、限られた経営資源をどのように戦略的かつ効果的に投入するかを真剣に考え、複雑・多様化する地域課題に対応するとともに、本市の持つ強みをさらに伸ばす施策を展開しなければならない。

以上のことから、新たな総合計画は、将来目標とする本市の姿を市民と共有するとともに、その実現に向け、本市が将来にわたり活力あるまちであり続けるための指針として策定するものとする。

2 総合計画の沿革

本市では、昭和54年（1979年）に「品格のある文化都市・船橋」をまちづくりの目標に掲げた「船橋市基本構想」を策定した。その後、基本構想を実現するための基本政策を定めるものとして、昭和58年（1983年）に「活力ある近代的都市」を都市づくりの目標とした第一次基本計画を、さらに平成3年（1991年）には「豊かで住みよい国際都市」を都市づくりの目標とした第二次基本計画を策定した。これらに実施計画等を加えた計画体系を、第1次総合計画とする。

平成12年度には、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」をまちづくりの目標とする基本構想を平成32年度までの長期ビジョンとして策定した。この基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に定めた基本計画は、平成12年度から平成23年度までを前期、平成24年度から平成32年度までを後期として策定した。これらに実施計画を加えた計画体系を第2次総合計画とする。

令和3年度（2021年度）を初年度とする新たな総合計画は、これまでの総合計画策定の経緯を踏まえ、第3次総合計画として策定する。

3 計画の構成と期間

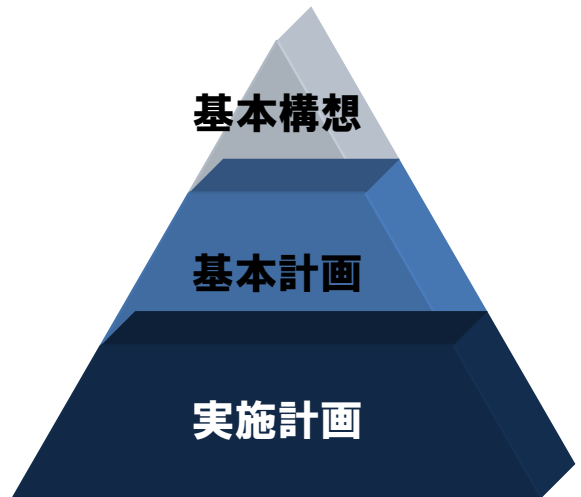
(1) 計画の構成

第3次総合計画は、基本構想—基本計画—実施計画の3層構成とする。

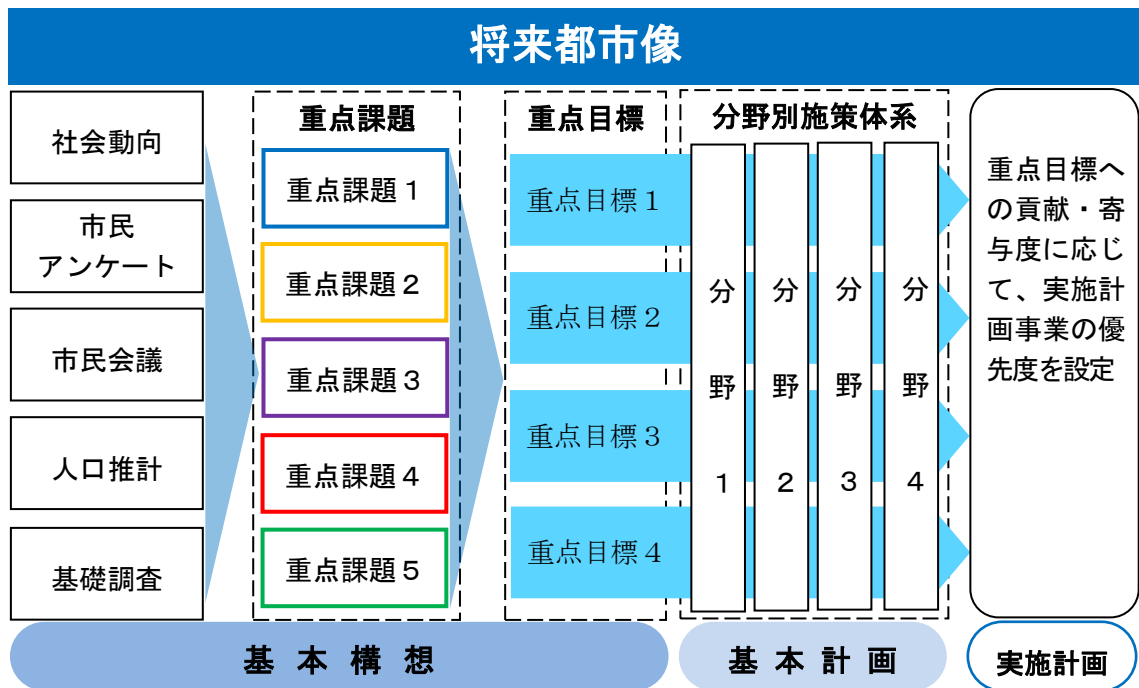
基本構想では、社会経済情勢や市の現状分析等を踏まえた重点課題を整理し、中長期的に本市が目指すべきまちの将来都市像や、その実現に向け分野横断的に推進すべき重点目標を示す。

基本計画では、分野別の施策体系において将来都市像を実現するために必要な施策の方向性や重点的に実施すべき取組等を示す。

実施計画では、予算を戦略的かつ効果的に配分できるよう、重点目標の達成に寄与する事業を位置づけ、個々の具体的な事業内容等詳細を整理する。



計画の構成イメージ

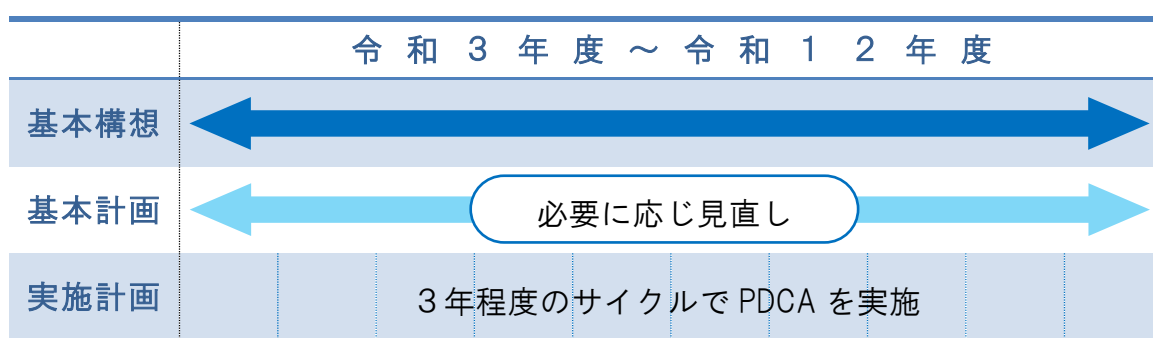


(2) 計画期間

第1次及び第2次総合計画はいずれも21年間の長期計画であったが、本市を取り巻く社会情勢がこれまで以上の速さで変化していくと見込まれることから、第3次総合計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とする。

なお、基本計画は計画策定後の市政運営の状況や社会経済情勢等により、必要に応じ、見直しを行うものとする。

また、基本計画を事業ベースで詳細化する実施計画は、事業の新設・廃止・拡大・縮小等を機動的に実施できるよう、3年程度とする。



4 計画策定にあたっての基本姿勢

(1) 職員の主体的な参画と創意工夫

第3次総合計画は、各施策・事業の現場で活用される実現可能で実効性の高い、真に有用な経営計画として策定する。

そのため、各施策・事業を所管・推進する立場にある職員自身が、計画策定段階から主体的に関わり、策定後は自発的に計画を推進していけるよう、職員の自発性・主体性を喚起し、職員の創意工夫を反映させながら計画を策定・推進していく。

また、計画の策定・推進を通じ、職員の意識改革を図るとともに、より高いレベルの施策形成能力や最小のコストで最大の成果を上げるための行政経営に必要な能力の向上を図る。

(2) 多様な市民の意見・提案の反映

平成30年度は、市民アンケートや中学生アンケート、24地区市民会議（自由参加型）等市民参画の多様な機会を設け、まちづくりへの関心や参加意識を高め、行政と共に地域づくりを担っていくことを前提とした建設的な様々な意

見・提案等を収集してきた。

今後においても、総合計画審議会や公募型市民会議、パブリックコメント、市民説明会等の機会を通じて、様々な意見・提案等を収集し、計画策定の参考とする。

(3) 高い実効性の確保

第3次総合計画は、予定通り実施できること（実行性）よりも、当初設定した目標が達成できること・効果を挙げていること（実効性）がより重要である。

そのためには、真に効果を上げる（実効性の高い）計画の策定、策定後の運用が必要となることから、具体的には次の3点に特に留意し策定する。

① PDCA の着実な実施

策定後の進捗管理が形式的なものとならないよう、各施策・事業を所管・推進する部署による進捗状況の点検・分析、それによる計画の見直し等、主体的かつ実効性の高いマネジメントが着実に実施される PDCA の仕組みを構築する。

② PDCA が可能な計画内容

主体的かつ実効性の高いマネジメントの着実な実践には、計画自体が適切に進捗を管理できる内容となっていることが前提となる。

具体的には、分野別計画に掲載する各部署の施策・事業の目的が適切に設定され、目的と施策や事業等が整合しており、施策や事業等の実施や達成状況を測定できる適切な指標が設定されていることが特に重要であることから、計画が上記を踏まえた内容となっているか十分に精査する。

③ 適切な指標の設定・測定

計画内容の中でも、特に指標設定においては、目的と合致しない（目的を表していない）指標、活動量しかわからない指標、施策や事業との因果関係がわからない指標、対象者の満足度に全面依存した指標等、成果が正確に見えない指標が設定されないよう、各部署による正しい理解に基づく適切な指標設定に留意する。

併せて、指標データの測定・採取方法の明確化、測定・採取方法の難易度も考慮した指標設定にも留意する。

(4) 選択と集中

本市を取り巻く社会経済情勢、それに基づく厳しい財政見通しを考慮した場合、今後のまちづくりにおいては、限られた経営資源を戦略的・効果的に投入し、費用対効果を高めることが不可欠である。

そのため、各行政分野における今後の施策や事業を網羅的に掲載するのではなく、施策・事業の取捨選択、優先順位付けを行い、優先的に実施すべき施策・事業に経営資源を優先的・重点的に配分・投入すること（選択と集中）ができるような計画とする。

具体的には、計画に掲載すべき施策・事業の精査、その中での優先順位付け（特に資源を集中投入するもの、他市と同等程度に実施するもの、余力があれば実施するもの等）を行う。

5 計画の策定体制

(1) 庁内での検討

推進本部、部会、職員ワーキンググループ(WG)で構成される船橋市総合計画推進本部において、基本構想及び基本計画素案の検討・作成を行う。

推進本部は、計画の重要事項の協議や各部局間の総合調整、基本構想及び基本計画素案の検討・決定を行う。

部会は、本策定方針や基本構想等に基づき、各行政分野において特に重要・必要と考える施策や事業等を十分な議論等により検討し、基本計画の分野別計画の素案を作成する。

職員WGは、市民会議への参加や、基本構想及び基本計画の素案作成に必要な資料の収集、分析等を行い、推進本部や部会の作業を支援する。

(2) 市民参加の機会の提供

市民が、将来の船橋への思い・考えを発言・提出する機会として、また、まちづくりへの関心や参加意識を高め、地域の担い手の育成につながる機会として、以下のような様々な機会を提供する。

① 公募型市民会議の実施

無作為に抽出した市民6,000人を対象とした市民アンケートの対象者の中から公募し、船橋の強みや課題、今後のまちづくりの方向性等について、テーマ別にグループを組んで討議するワークショップ(全3回)を実施する。

② 総合計画審議会への市民委員としての参加

無作為に抽出した市民1,000人の中から公募し、抽選で選出された委員が、総合計画審議会に参加し、総合計画の内容について議論する。

③ パブリックコメント・市民説明会の実施

総合計画の案がまとまり次第、一定の期間、幅広い世代・属性の市民の方々から意見等を頂く機会を設ける。

④ ホームページや広報等での情報発信

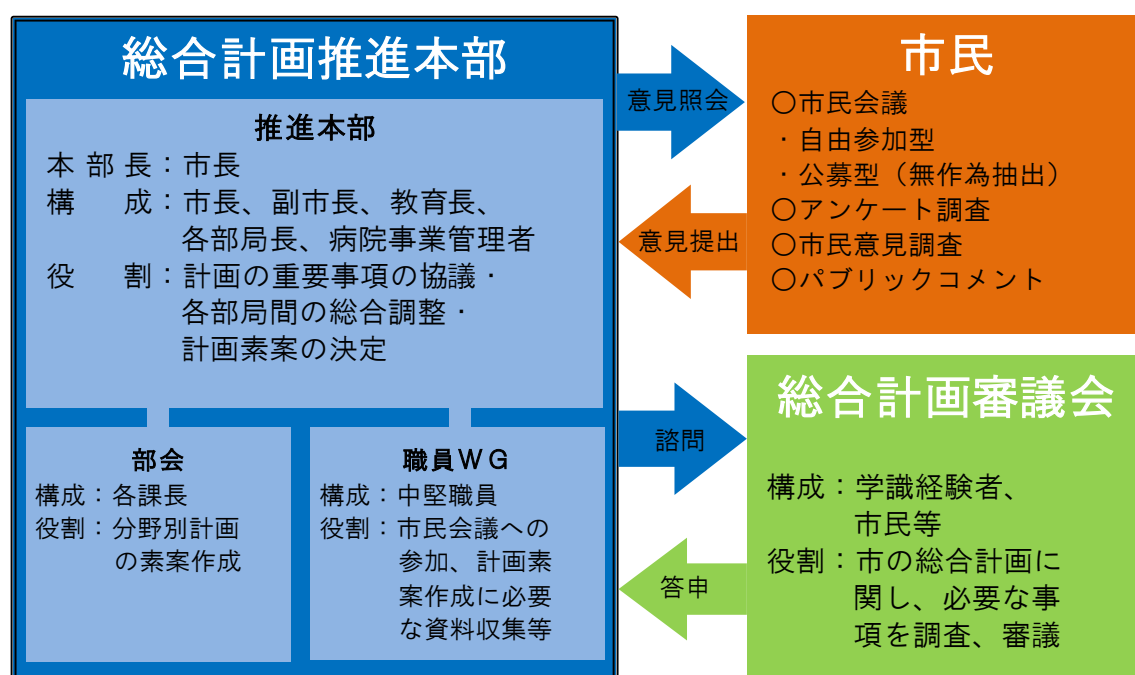
総合計画について、市民と幅広く情報を共有するため、市公式ホームページや広報ふなばし等を活用する。

(3) 審議会での議論

船橋市総合計画審議会条例に基づき、学識経験者、関係団体の代表者、市民等を委員とする船橋市総合計画審議会を設置し、市長から諮問された総合計画の素案について議論を重ね、市長に答申する。

審議会では、限られた資源を効果的に投入するため、総花的ではなく、どのような施策・事業等に重点的に取り組むべきかという観点に立ち、各委員の持つ様々な視点・専門的知見等から意見を頂く。

第3次総合計画策定体制



6 計画の策定スケジュール

第3次総合計画の策定は、以下のスケジュールを予定する。

		総合計画推進本部	総合計画 審議会	市民参加	
令和元年(2019年)	4月	基本構想 素案の作成			
	5月		5/16 第1回 市長より諮問	公募型市民会議 5/18 6/8 6/29	
	6月	基本計画 (分野別計画) 素案の作成			
	7月		第2~4回 基本構想の審議		
	8月			基本構想 素案の修正	
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
令和2年(2020年)	1月		基本計画 (分野別計画) 素案の修正	第5~9回 基本計画 (分野別計画) の審議	
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月	パブリックコメント・ 市民説明会の対応		パブリックコメント 市民説明会	
	8月		第10回(答申前の最 終確認)		
	9月	計画原案の作成	市長へ答申		
	10月	議案提出準備			
	11月				
	12月	議案審議			